

第25回 技能検定職種の統廃合等に関する検討会 議事次第

令和2年2月6日(木)
17:00～19:00
厚生労働省共用第8会議室

1 開会

2 議題

- (1) 令和元年度技能検定職種の統廃合について
 - a 検討対象職種の説明
 - b 業界団体からのヒアリング
- (2) その他

3 閉会

(配付資料)

資料1 技能検定職種の統廃合等について

資料2-1 ウェルポイント施工職種の概要及び統廃合等の検討の経緯

資料2-2 印章彫刻職種の概要及び統廃合等の検討の経緯

資料3 技能検定職種の統廃合等に関する意見募集及び御意見(パブリックコメント)

資料4 業界団体へのヒアリング項目

検討会参集者限り資料1 一般社団法人日本ウェルポイント協会提出資料

検討会参集者限り資料2 公益社団法人全日本印章業協会提出資料

参考資料 技能検定職種の統廃合等に関する検討会開催要綱及び同参集者名簿

技能検定職種の統廃合等について

- 行政改革の重要方針(平成17年12月24日閣議決定)
既存の職種については、民間の指定試験機関への移行を促進するとともに、経済社会情勢の変化に対応した統廃合を行う。
- 規制改革推進のための第2次答申(平成19年12月25日規制改革会議)
検定職種の統廃合・新設、民間参入を着実に推進するため、(中略)例えば、受検者数が年間100名以下の検定職種等については廃止する方向で検討を進めることとするなど、定量的な基準を盛り込むべきである。

技能検定の職種等の見直しに関する専門調査員会報告書 (平成21年1月)

- 1 検討体制
技能検定制度に精通した有識者を構成員とする検討会において毎年度検討することが適当。
- 2 作業計画
前年度までの受検者数実績を基準に統廃合等の検討対象職種を選定し(第1次判断)、当該職種の社会的便益を検討・勘案し(第2次判断)、統廃合の可否について検討することが適当。
- 3 統廃合等の判断基準

検討対象職種の選定(第1次判断) 過去6年間の年間平均受検者数が100人以下。 ただし、以下の場合は検討対象から除外。 ① 直近2年間の受検者数がいずれも100人超 ② 隔年又は3年ごとの実施で、平均受検申請者数が50人又は30人に達する場合。	100人以下 の場合	社会的便益の評価(第2次判断) ①業界、②受検者、③雇用主、 ④消費者のそれぞれにとっての社会的便益を勘案し、職種存続の適否を判断
---	---------------	--
- 4 検討過程の客観性・透明性の確保
① 第1次判断には、毎年度過去6年間の受検者数を公表することが適当。

『技能検定職種の統廃合等に関する検討会』の設置

第1回 平成21年6月21日以降、毎年度開催。
廃止 11職種
他職種との統合 2職種

検討会におけるこれまでの検討状況(1/3)

年度	検討対象職種	6年平均 受検 申請者数	試験 実施頻度	検討会結論	対応
H21	コンクリート積みブロック施工職種	3	隔年	10職種すべてについて現在のままでは存続させず、(1)職種廃止、(2)他職種との統合の上で都道府県知事が実施する方式で実施、(3)指定試験機関が実施する方式で実施、のいずれかを選択し、関係業界団体で検討を進め、行政との協議の上で決定する。さらに、職種を廃止する場合には、受検申請者数の見込みを十分に考慮した上で、可能な範囲で最終試験の実施にも配慮する。	H23廃止
	漆器製造職種	4	1回		H22廃止
	製材のこ目立て職種	6	1回		H23廃止
	金属研磨仕上げ職種	7	3年毎		H23廃止
	竹工芸職種	8	3年毎		H23廃止
	ガラス製品製造職種	9	3年毎		H23廃止
	れんが積み職種	13	隔年		H23廃止
	ファインセラミックス製品製造職種	17	3回		H22廃止
	建築図面製作職種	20	毎年		H23廃止
	木工機械整備職種	28	隔年		H24他職種と 統合
H22	枠組壁建築職種	80	毎年	関係業界団体の積極的な受検勧奨など、今後の受検申請者の増加が期待されることから、平成18年度～23年度の平均受検申請者数が100人を超えない場合には隔年実施に移行することを条件に、都道府県方式による存続を認めることが適当。	
	ウェルポイント施工職種	28	隔年	次回試験を実施する平成24年度の受検申請者数が100人を超えた場合には引き続き隔年での試験実施を認め、超えない場合には3年ごと実施に移行することを条件に、都道府県方式による存続を認めることが適当。	
	E-ILSO [®] 礼施工職種	90	毎年	隔年実施での都道府県方式による存続を認めるとともに、指定試験機関方式への移行の可否について関係業界団体での検討及び行政との協議を進めることが適当。	
	機械木工職種	27	隔年	現在のままでは存続させず、①「職種廃止」又は②「都道府県方式により他職種との統合の上で実施」のいずれかについて、関係業界団体で検討を進め、行政と協議の上で決定することが適当。	H24他職種と 統合

検討会におけるこれまでの検討状況(2/3)

年度	検討対象職種	6年平均 受検 申請者数	試験 実施頻度	検討会結論	対応
H23	(対象無し)				
H24	印章彫刻職種	25	3年毎	平成22年度より3年毎の実施としており、平成24年度後期試験の受検申請者数の実施結果を待って検討する。	
	枠組壁建築職種	95	毎年	平成22年度、平成23年度の受検者が連続して増加していること、その他の事情を総合勘案し、平成24年度の結果を見て判断することが適当である。	(H27再検討)
H25	木型製作職種	26	3年毎	現在の都道府県方式のままでは存続させず、職種廃止とする。ただし、指定試験機関方式による実施の可能性について関係業界団体で検討すべき。また、職種廃止する場合には、最終試験の実施にも配慮すべき。	H29廃止
	機械木工職種	H25より統合実施		木工機械整備職種との統合後の受検申請者数を含めて評価する。	(H29再検討)
H26	製版職種	97	毎年	平成27年度の検定試験は休止とし、平成28年度に実施する検定試験の受検申請者数などの状況を評価した上で、改めて検討を行う。	(H29再検討)
	複写機組立て職種	93	毎年	現在の都道府県方式のままでは存続させず、職種廃止とする。また、職種廃止する場合には、最終試験の実施にも配慮すべき。	H28廃止
H27	酒造職種	94	毎年	関係業界団体が現場のニーズを踏まえ、時代の要請にあった酒造技能検定を実現し、業界内での酒造技能士の重要性を確固たるものにするための体制を整備するなどにより、受検者拡大を図っていくことを条件に、存続を認めることが適当。	
	枠組壁建築職種	92	毎年	引き続き関係業界団体が受検者拡大を図っていくことを前提に存続を認めることが適当。	
H28	縫製機械整備職種	42	隔年	関係業界団体が、時代の要請にあった縫製機械整備技能検定を実現し、業界内での縫製機械整備技能士の重要性を確固たるものにするための体制を整備するなどにより、受検者拡大を図っていくことを条件に、存続を認めることが適当。	

検討会におけるこれまでの検討状況(3/3)

年度	検討対象職種	6年平均 受検 申請者数	試験 実施頻度	検討会結論	対応
H29	機械木工職種	26	3年毎	平成31年度技能検定試験（次回）における受検申請者数が、少なくとも年間平均30人以上となることを条件に、存続を認めることが適当。	要フォロー →令和2年度 に再検討予定
	陶磁器製造職種	29	3年毎	今後、年間平均30人以上の受検申請者数を安定的に確保できる見通しを立てることが難しい状況にあると考えられ、職種廃止すべきである。ただし、既に受検準備を行っている受検希望者に受検機会を設けるため平成30年度の試験は実施することが望ましい。この場合、平成30年度の試験における受検申請者数が少なくとも90人以上となった場合は、ただちに職種廃止とはせず、あらためて本検討会に諮るものとする。	要フォロー →本年度、 再検討
	製版職種	95	毎年	存続を認めることが適当である。	H29プラスに 職種名称変更
	エ-イルシーパル施工職種	38	隔年	今後、平成29年度から起算して3年ごとの実施とすることを条件として、存続を認めることが適当。	
H30	(対象無し)				

『技能検定職種の統廃合等』 令和元年度の検討対象について

検討対象の選定基準

- ① 過去6年間の年間平均受検申請者数が100人以下。
- ② ただし、以下の場合は検討対象から除外。
 - ア) 直近2年間の受検者数がいずれも100人超
 - イ) 隔年又は3年ごとの実施で、平均受検申請者数が50人又は30人に達する場合。

① 過去6年間の 年間平均受検者数 が100人以下	平均 受検申請 者数	作業名	実施 公示 (実績)	申請者数実績						② 検討対象外
				H25	H26	H27	H28	H29	H30	
陶磁器製造	40	絵付け作業	25,27,30	83		58			79	・3年に1回実施。 ・29年度検討会にて 「要フォロー」対象。
		原型製作作業	-							
		手ろくろ成形作業	27			19				
ウェルポイント 施工	45	ウェルポイント 工事作業	26,28,30		102	(4)	95	(16)	74	・2年に1回実施。 ・平均50人未満 (H27、H29は随時試 験のみのため除 外。)
印章彫刻	29	木口彫刻作業	27,30			101			70	・3年に1回実施。 ・平均30人未満
		ゴム印彫刻 作業	-							
機械木工	26	機械木工作業	25,28	33			15			・3年に1回実施。 ・29年度検討会にて 「要フォロー」対象。 ・R02に再検討予定
		木工機械整備作業	25,28	34			74			
エーエルシー パネル施工	41	エーエルシーパネル 施工作業	25,27,29	69		77		102		・H29年度検討済。 ・3年に1回実施とする。
金属溶解	38	鑄鉄溶解作業	25,27,30	(15)		72			41	・3年に1回実施。 ・平均30人以上 (鑄鉄溶解作業の25年 度は作業統合前の鑄 鉄キューボラ溶解作業)
		鑄鋼溶解作業	26,29		14			20		
		軽合金溶解炉溶解 作業	26,29		34			32		
縫製機械整備	67	縫製機械整備作業	26,28,30		80		160		164	・2年に1回実施。 ・2年間で100人超。
枠組壁建築	86	枠組壁工事作業	26,27,28, 29,30		77	135	137	80	85	・26年より毎年実施。 ・6年間の実施年5回平 均で100人以上。

本年度検討対象

→ 29年度に検討済。
次年度検討対象。

→ 29年度に検討済。

検討対象から除外

ウェルポイント施工職種の概要

資料2-1

・ウェルポイント工事作業

ウェルポイントを地盤中に多数打ち込んでウェルポイントポンプを作動させ、地下水を汲み上げることにより、地下水位を低下させて、地盤改良、地盤強化を図る工事作業

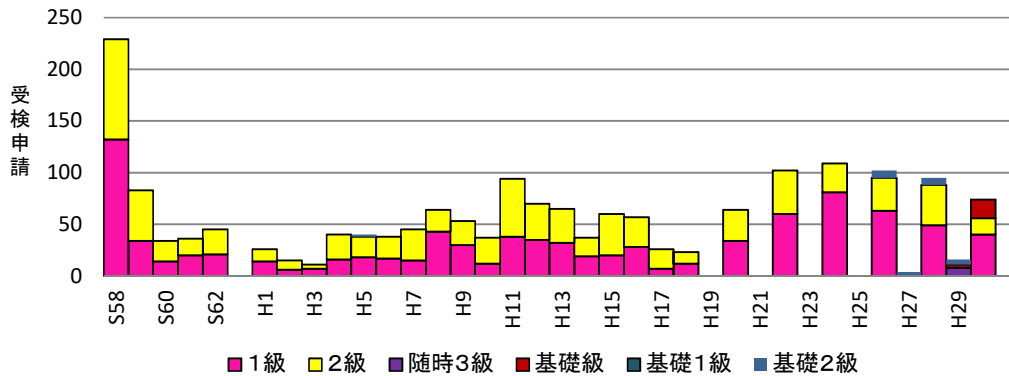
昭和58年度に職種が新設された。

昭和59年度以降、100名を下回っており、平成22年度、平成24年度、平成26年度は100人を超えたものの、以降は100名を下回る状況が続いている。平成18年度から隔年で試験を実施してきており(平成27年度と平成29年度は随時実施のみ実施)、令和2年度も試験する予定である。

平成30年度までの累計延べ受検申請者数は1,794人、累計延べ合格者数は1,051人である。

試験実施状況

ウェルポイント施工職種 受検申請者数の推移



「ウェルポイント施工」職種の受検申請者数の推移(過去6年分)

職種統廃合等の検討対象となる判断基準(1次判断基準)

過去6年間の年間平均受検者数が100人以下のもの。ただし、以下の場合は検討対象から除外。

- ① 直近2年間の受検者数がいずれも100人超の場合。
- ② 隔年又は3年毎の実施で、平均受検申請者数が50人又は30人に達する場合。

職種	受検申請者数						平均受検申請者数(過去6年間)
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
ウェルポイント施工	—	102	(4)	95	(16)	74	45※

※随時試験のみを実施した年(H27、H29)を除外して再計算した。

ウェルポイント施工職種の統廃合等の検討の経緯

平成23年度 (検討会)	次回試験を実施する平成24年度の受検申請者数が100人を超えた場合には引き続き隔年での試験実施を認め、超えない場合には3年ごと実施に移行することを条件に、都道府県方式による存続を認めることが適当とされる。
平成24年度	平成24年度の受検申請者数は109人となった。
平成25年度 (検討会)	平成24年度の受検申請者数は109人であり、100人以上となったことから、引き続き隔年での試験実施を確認した。

印章彫刻職種の概要

資料2-2

- ・木口彫刻作業
 柘(つげ)、水牛の角などを用いて、印章を製作する作業
- ・ゴム印彫刻作業(長年休止していたが、令和元年度実施)
 ゴム板を用いて、印章を製作する作業

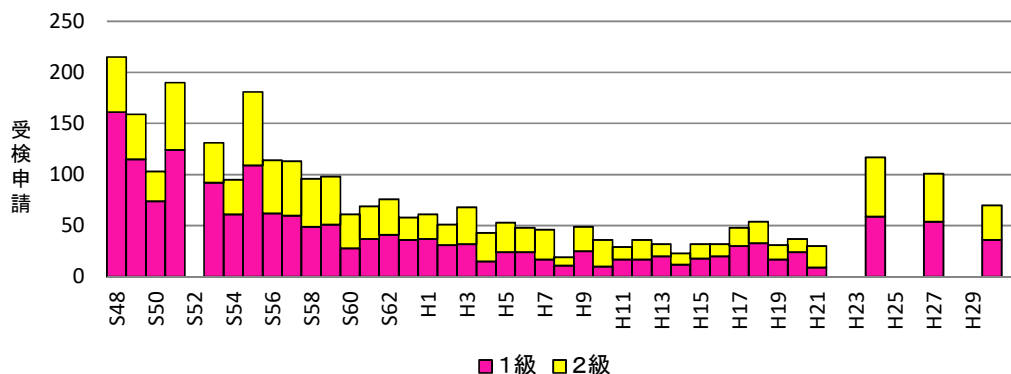
昭和45年度に職種が新設され、昭和55年度に印章彫刻作業から木口彫刻作業とゴム印彫刻作業の2作業に分けられた。

昭和58年度以降、100名を下回る状況が続いていたが、平成24年度、平成27年度と100名を超えたものの、平成30年度は70名と100名以下となった。木口彫刻作業は、平成21年度まで毎年試験を実施してきたが、平成21年度以降は3年毎に試験を実施している。ゴム印彫刻作業は、平成15年度の実施を最後に休止中となっている。

平成30年度までの累計延べ受検者数は5,897人、累計延べ合格者数は3,836人である。

試験実施状況

印章彫刻職種 受検申請者数の推移



「印章彫刻」職種の受検申請者数の推移(過去6年分)

職種統廃合等の検討対象となる判断基準(1次判断基準)

過去6年間の年間平均受検者数が100人以下のもの。ただし、以下の場合は検討対象から除外。

- ① 直近2年間の受検者数がいずれも100人超の場合。
- ② 隔年又は3年毎の実施で、平均受検申請者数が50人又は30人に達する場合。

職種	受検申請者数						平均受検申請者数(過去6年間)
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
印章彫刻	—	—	101	—	—	70	29
木口彫刻作業	—	—	101	—	—	70	
ゴム印彫刻作業	—	—	—	—	—	—	

印章彫刻職種の統廃合等の検討の経緯

平成24年度 (検討会)	第10回技能検定職種の統廃合等に関する検討会において、「印章彫刻」職種等の統廃合等について検討。平成22年度より3年ごとの実施となり平均受検者数が低下したこと、平成24年度後期に試験が実施されることを踏まえ、平成24年度の受検申請者数の実施結果を踏まえ検討することとされる。
同年度	後期に試験を実施。受検申請者数は117人となった。
平成25年度 (検討会)	平成25年度技能検定職種の統廃合等に関する検討会報告書において、「印章彫刻」職種については、平成24年度の受検者が117人と100人を超過していること、関係業界団体が試験科目や試験課題の見直しなどを受検申請者の増加に向けて具体的に取り組む姿勢を見せていることとなっていることから、都道府県方式による実施として差し支えないこととされる。

技能検定職種の統廃合等に関する意見募集について

令和2年1月6日
厚生労働省
人材開発統括官付
能力評価担当参事官室

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条に基づき実施される技能検定は、現在130職種を対象に実施されています（別添1参照）。

技能検定については、平成20年度に「技能検定職種の統廃合等の見直しに関する専門調査員会」を開催し、平成21年1月に、①検定職種の統廃合等に係る検討体制、②統廃合等の作業計画、③統廃合等の判断基準等を内容とする報告書が取りまとめられました（別添2参照）。

厚生労働省では、本報告書に基づき技能検定職種の統廃合等の推進を図るため、学識経験者その他の有識者からなる「技能検定職種の統廃合等に関する検討会」を開催し、必要な検討を行っています（別添3参照）。

この検討の一環として、統廃合等の対象職種に係る社会的便益を検討するに際して、パブリックコメントを行うこととなっていることから、令和元年度の検討対象職種となっている「ウェルポイント施工」職種及び「印章彫刻」職種（別添4参照）に係る統廃合等について、下記のとおり、広く国民の皆様から御意見を募集いたします。

記

1 御意見募集期間

令和2年1月6日（月）から令和2年1月17日（金）まで（郵送及びFAXについても、募集期間内の必着とします。）

2 御意見提出方法

次のいずれかの方法により、御提出願います。

○ 郵送の場合

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省 人材開発統括官付 能力評価担当参事官室 宛て

○ FAXの場合

03-3595-3414

厚生労働省 人材開発統括官付 能力評価担当参事官室 宛て

○ 電子政府の総合窓口（e-Gov）意見提出フォームを使用する場合

「パブリックコメント：意見募集中案件詳細」画面の意見提出フォームへのボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」により提出を行ってください。

3 御意見提出に当たっての注意事項

提出していただく御意見については、「技能検定職種の統廃合等」と明記の上、日本語で御提出くださいますよう、お願いいたします。

また、個人の場合は住所・氏名・年齢・職業を、法人の方は法人名・法人の主たる事務所の所在地を記載してください。提出いただいた御意見については、氏名及び住所その他の連絡先を除き、公表させていただくことがありますので、あらかじめ御了承ください。

なお、いただいた御意見に対する個別の回答はいたしかねますので、御了承ください。

以上

技能検定職種の統廃合等に関するご意見(パブリックコメント)

職種	御意見	分類
ウエルポイント施工印章彫刻	<p>受講者が少ないものの廃止等はいかたないかと思えますが、ニーズが無いのか？難易度が高すぎて受講者が少ないのか？仕事に関連して資格があるのか？その辺は徹底調査した上で改定して欲しいです。</p> <p>統廃合するにしても、この仕事にまつては安易な考えで統廃合すると実作業に関係無い勉強まですることになる。その場合資格の難易度が上がるのではないですか？難易度が上がれば受講者の減少につながる可能性があります。</p> <p>合格後の差も無くさないと、受講数は上がらないのかもしれませんが、機械保全是賞状だけなど資格によって差があるのも問題です。就職活動の面接に賞状持参で(数値制御盤などは賞状と証明書がでますが、機械保全是賞状だけなど資格によって差があるのも問題です。就職活動の面接に賞状持参で行かなければならなくなる。)</p>	統廃合承認
ウエルポイント施工	<p>「ウエルポイント施工」における統廃合等について、受検申請者数の減少推移をもつて判断されているが、同職種は外国人技能実習制度の移行対象職種になっており、技能実習生の技能検定の随時試験を受験することが義務化されているところである。</p> <p>技能実習制度は開発途上国等への技能移転を通じた国際貢献のために設けられている制度であり、現にウエルポイント施工の技能実習を行っている技能実習生が複数存在(外国人技能実習機構の技能実習計画認定件数統計によると、平成30年度は32件(名)の認定)するたため、廃止すべきではない。また、制度を活用する監視団体や実習実施者等の関係者においても、当該職種を活用している向きがある(当該職種を扱う団体として事業許可を受けた監視団体は、2019年12月19日現在で229団体)。</p> <p>別の職種へ統廃合する場合には、この「ウエルポイント施工」職種にかかるとする技能実習職種・作業の審査基準や試験内容が現行内容から著しく乖離することがないように、また統廃合後職種について基礎級の整備と各級の随時試験が実施されるように、当該職種の技能実習生及び実習実施者に対して配慮願いたい。</p>	存続

なお、今回意見募集した案件とは関係しない御意見を1件いただいております。

業界団体へのヒアリング項目

- ①就業者数、増減傾向
- ②団体のカバー率
- ③技能検定の活用状況、技能士の活用状況
- ④技能検定の受検者が増加しない要因
- ⑤技能検定の受検者の増加の見込み、潜在数
- ⑥技能検定が無くなることによる弊害
- ⑦団体の意向（検定廃止、統合、存続（存続なら都道府県方式、指定試験機関方式のどちら））
- ⑧受検者増に向けた具体的取組（いつまでに何をやる）

技能検定職種の統廃合等に関する検討会開催要綱

1 趣旨

技能検定については、平成20年度に「技能検定職種の統廃合等の見直しに関する専門調査員会」を開催し、平成21年1月に、①検定職種の統廃合等に係る検討体制、②統廃合等の作業計画、③統廃合等の判断基準、等を内容とする報告書がとりまとめられたところである。

厚生労働省としては、本報告書に基づき技能検定職種の統廃合等の推進を図るため、学識経験者その他の有識者からなる「技能検定職種の統廃合等に関する検討会」を開催し、必要な検討を行うこととする。

2 検討事項

- (1) 統廃合等を判断する際の社会的便益の評価について
- (2) 職種の統廃合等について
- (3) その他

3 検討会の構成

- (1) 検討会は、職業能力開発専門調査員規程（平成13年1月6日厚生労働省訓第18号（平成29年9月1日改正））に基づき、厚生労働省人材開発統括官が委嘱する専門調査員（別紙参照）により構成されるものとする。
- (2) 検討会の座長は参集者の互選により選出するものとする。
- (3) 検討会は、必要に応じて参集者以外の者の意見を聞くことができる。

4 検討会の運営

- (1) 検討会は、厚生労働省人材開発統括官が、随時、構成員の参集を求めて開催する。
- (2) 検討会の庶務は、厚生労働省参事官（能力評価担当）において行う。

5 会議及び議事録の公開

会議、議事録及び資料を公開とする。

ただし、特段の事情がある場合には、座長の判断により、会議、議事録及び資料を非公開とすることができることとする。

(別紙)

技能検定職種の統廃合等に関する検討会参集者名簿

令和2年2月6日

大木 栄一	玉川大学経営学部国際経営学科 教授
川瀬 治	株式会社日刊工業新聞社 編集局中小企業部長
黒澤 昌子	政策研究大学院大学 教授
高山 昌茂	協和監査法人 代表社員公認会計士
武雄 靖	ものづくり大学技能工芸学部 教授
松留 慎一郎	職業能力開発総合大学校 名誉教授
山下 洋史	明治大学商学部 専任教授
和田 正毅	職業能力開発総合大学校 名誉教授

五十音順・敬称略